

令和3年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく公営企業の資金不足比率を公表します。

■資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計	資金不足比率	（参考） 経営健全化基準	備 考
青果市場事業特別会計	—	20.00	資金不足なし
食肉流通センター事業特別会計	—		資金不足なし

※資金不足額が発生しない限り比率がないものとされ「—」と表示

【資金不足比率】

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。